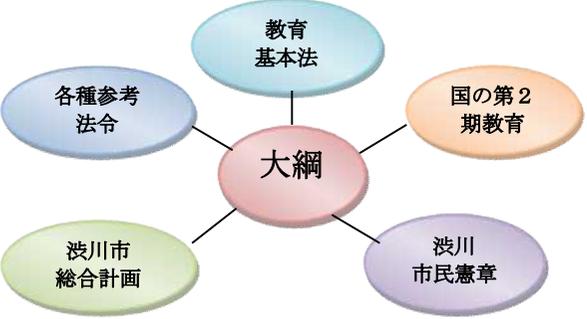


新旧対照表

※内容の見直しがあるものについて記載しています。

頁	見直し前	見直し後	理由
1	<p>I 大綱策定の趣旨</p> <p>平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、各地方公共団体の長は、教育基本法に基づき策定される国の第2期教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされています。</p> <p>このことから、渋川市においても、本市の実情に応じた教育、学術、文化並びにその振興に関連する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、新たに「渋川市教育振興大綱」(以下「大綱」という。)を策定しました。</p>	<p>I 大綱策定の趣旨</p> <p>平成27年4月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、各地方公共団体の長は、教育基本法に基づき策定される国の第2期教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされました。</p> <p>渋川市においては、平成27年12月に「渋川市教育振興大綱」を策定し、本市の目指すべき教育の将来像の実現に取り組んできたところですが、現行の「渋川市教育振興大綱」の対象期間が平成29年度末をもって終了することから、近年の社会情勢の変化や教育を取り巻く社会の動向等を踏まえ、本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「第2期渋川市教育振興大綱」(以下、「大綱」という。)を策定するものです。</p>	<p>新たな計画期間とする大綱の策定のため、全面的に文言を見直しました。</p>

頁	見直し前	見直し後	理由
1	<p>II 大綱の期間</p> <p>大綱が参酌すべき国が定める教育振興基本計画は対象期間が5年であり、現在の第2期教育振興基本計画は平成25年度から29年度までが計画期間です。</p> <p>また、渋川市総合計画後期基本計画も平成25年度から29年度までが期間です。このため、国の第2期教育振興基本計画や渋川市総合計画後期基本計画との整合性を踏まえ、今回策定した大綱は平成27年度から29年度までの3年間を期間とします。</p>	<p>II 大綱の期間</p> <p>大綱が参酌すべき国が定める教育振興基本計画は対象期間が5年であり、第2次渋川市総合計画（前期基本計画）も平成30年度から34年度までを計画期間としています。このため、国の教育振興基本計画や第2次渋川市総合計画（前期基本計画）との整合性を踏まえ、今回策定した大綱は平成30年度から34年度までの5年間を期間とします。</p>	<p>教育振興基本計画、第2次渋川市総合計画（前期基本計画）の計画期間に合わせ、5年間としました。</p>
1	<p>III 大綱の位置付け</p> <p>大綱は教育基本法などを参酌して策定します。</p> 	<p>III 大綱の位置付け</p> <p>本大綱は、教育基本法に基づき策定される国の「第2期教育振興基本計画」の基本的な方針を参酌するとともに、「第2次渋川市総合計画」との整合性を保ちながら、本市の目指すべき教育の実現を図ります。</p>	<p>位置付けをわかりやすく文章で表記しました。</p>

頁	見直し前	見直し後	理由
1	<p>IV 大綱の目的中の目指す将来像</p> <p>「学び合い、励まし合い、ともに生きる渋川市民を目指して」</p>	<p>IV 大綱の目的中の目指す将来像</p> <p>「学び合い、励まし合い、ともに生きる教育都市渋川を目指して」</p>	<p>市長の教育に対する方針（総合教育会議(10/18)での発言)を基に見直しました。</p>
2	<p>V 大綱の方針</p> <p>5 ふるさとの恵みと安全安心が実感できる住みよいまち</p>	<p>V 大綱の方針</p> <p>5 子どもたちがいきいきとすこやかに育つまち</p>	<p>市長の教育に対する方針（市長公約）を基に見直しました。</p>
2	<p>VI 大綱の体系図中の取組</p> <p>方針2 こころと体を鍛え、健康づくりを行うひと中の</p> <p>取組（2）体を鍛え自分自身の心身の健康を維持する活動を行う</p>	<p>VI 大綱の体系図中の取組</p> <p>方針2 こころと体を鍛え、健康づくりを行うひと中の</p> <p>取組（2）すこやかな体を育成する</p>	<p>総合計画第5章（教育部所管）との整合性を図り、「生涯スポーツ（全世代型）」から、「健康教育」と「体力の向上」（学齢期）に関する取組に見直しました。</p>

頁	見直し前	見直し後	理由
2	<p>VI 大綱の体系図中の取組</p> <p>方針5 ふるさとの恵みと安全安心が実感できる住みよいまち中の 取組(1) ふるさとの恵みに感謝し、特産を活かした食を推進する</p>	<p>VI 大綱の体系図中の取組</p> <p>方針5 子どもたちがいきいきとすこやかに育つまち中の 取組(1) 学校・家庭・地域との連携を強化し、「生きる力」を育てる</p>	<p>市長の教育に対する方針(総合教育会議(10/18)での発言(地域と教育との結びつき))や、総合計画第5章(教育部所管)との整合性から取組を見直しました。</p>
3	<p>VII 方針ごとの取組</p> <p>2 こころと体を鍛え、健康づくりを行うひと中の (2) 体を鍛え自分自身の心身の健康を維持する活動を行う 「健康づくりは人づくりの基本」としてとらえ、子どもの健全な育成、各世代におけるスポーツを通じた健康づくり、高齢者の体力づくりを推進します。 また、学齢期での体力づくりやスポーツにより夢をもたせる取組を支援します。</p>	<p>VII 方針ごとの取組</p> <p>2 こころと体を鍛え、健康づくりを行うひと中の (2) すこやかな体を育成する 「健康づくりは人づくりの基本」としてとらえ、健康教育の充実を図るとともに、運動やスポーツへの活動意欲の喚起を促します。</p>	<p>市長の教育に対する方針(総合教育会議(10/18)での発言(地域と教育との結びつき))や、総合計画第5章(教育部所管)との整合性から取組を見直しました。</p>

頁	見直し前	見直し後	理由
4	<p>Ⅶ 方針ごとの取組</p> <p>5 ふるさとの恵みと安全安心が実感できる 住みよいまち</p> <p>(1) ふるさとの恵みに感謝し、特産物を活かした食を推進する</p> <p>地域の特産物を活かした安全安心な食材の提供により、ふるさとしぶかわの恵みを大切に する心、ふるさとに感謝するところをはぐ くみます。</p> <p>また、食べ物の尊さ、ありがたさ、そして 食べ物を大切にするところを育てる食育の推 進に努めます。</p>	<p>Ⅶ 方針ごとの取組</p> <p>5 子どもたちがいきいきとすこやかに育つま ち</p> <p>(1) 学校・家庭・地域との連携を強化し、「生 きる力」を育てる</p> <p>学校・家庭・地域の連携を強化し、子どもたち 一人一人の「生きる力」を育てるとともに、主体 性に着目した活動や地域の特色・文化を活かした 活動を推進します。</p>	<p>市長の教育に関する方針（総合教育 会議(10/18)での発言(地域と教育 との結びつき)）や総合計画第5 章（教育部所管）との整合性を考 え、取組を見直しました。</p>
5	<p>Ⅶ 今後の取組</p> <p>2 段落目</p> <p>こうしたことから、この大綱の目的を踏ま え、教育委員会では毎年度、教育行政方針を 策定、公表し、教育に関する各種施策、事業 を推進していきます。</p> <p>また、市長は本市の教育行政推進のため、 教育委員会との連携を深め、大綱の進行管理 を行うとともに、各事業を推進していきます。</p>	<p>Ⅶ 今後の取組</p> <p>2 段落目</p> <p>こうしたことから、この大綱の目的を踏まえ、 教育委員会では毎年度、教育行政方針を策定、公 表し、点検・評価を行うことで、教育に関する各 種施策、事業の推進及び進行管理をしていきま す。</p>	<p>「大綱の進行管理及び推進」とし ていたが、大綱を進行管理するの ではなく、「教育行政方針を策定、 公表し、点検・評価を行うことで、 教育に関する各種施策、事業の推 進及び進行管理を行う」に見直し ました。</p>

